

業 務 の 部

I 一般業務概要

衛生研究所は昭和28年1月24日、秋田県規則第4号秋田県行政組織規程により県民の保健衛生の向上発展に関する各種の試験検査及び調査研究を行う目的で地方機関として発足した。そして同規程第12条の規定により衛生研究所は衛生部公衆衛生課に属していた。

昭和30年4月1日には秋田県会計規則における「麻」に指定され（秋田県告示第183号）、衛生部医務課に転属することとなった。そして同年4月28日主事飯塚昭二が出納員を命ぜられたが、会計は収入面のみで、支出関係は医務課の所管であった。

昭和30年7月26日秋田県条例第23号秋田県部室設置条例及び秋田県行政組織規程の一部改正により民生部と衛生部は統合されて厚生部となり、又医務課と薬務課は統合されて医務薬事課となった。従って衛生研究所は医務薬事課に属することとなった。しかしその後31年12月6日には秋田県規則第72号秋田県行政組織規程の一部改正により今度衛生研究所は公衆衛生課に転属することとなり、現在に立ち到っている。

また人事関係としては、昭和30年11月10日出納員飯塚昭二は雄勝県税事務所へ転勤し、後任にば県出納室より高橋作之丞が転勤して来たが、31年11月13日横手労政事務所へ転出した。交代に大曲保健所から主事土岐正哉が来り、32年4月1日から当研究所の出納は収入面のみならず、支出をも取扱うことになり、麻として完全に独立することになった。

昭和32年4月1日秋田県条例第34号の施行に伴い、職務の区分はその内容により行政職、医療職、研究職、単純労務職と区別され、またそれぞれの等級に分けられた。

昭和32年4月10日技師小林清吉が秋田県農事試験場に転勤し、交代に秋田県立中央病院から技師穴戸勇が転入した。また33年3月31日技師福田九八が勇退し、34年4月1日には技師松淵忠美が秋田保健所に転出した。また昭和34年8月1日農林部農政課から主事鈴木茂が転入して来たが、35年3月31日退職した。

昭和35年4月1日衛生研究所には補佐制が新設せられ、能代保健所から五十嵐美水が転任し来り、また同日附秋田県農業試験場から主事朝倉一雄が転入し来り、衛生研究所の収入及び物品の分任出納員となった。

また昭和35年5月15日男鹿保健所長児島三郎が衛生研究所兼務となり、現在に到っている。

（昭和36年1月1日現在）

Ⅱ 現職員並に業務分担調

(昭和36年1月1日現在)

業 務 区 分	職 名	氏 名	発 令 年 月 日
庶 務 収入、物品分任出納員 細菌検査 化学検査 細菌検査 " " 化学検査 細菌検査 化学検査 細菌検査 " " 培地製作 動物飼育	所 長	児 玉 栄 一 郎	昭和 29 年 6 月 25 日
	技 師 (兼務)	児 島 三 郎	" 35 5 10
	所 長 補 佐	五 十 嵐 美 水	" 35 4 1
	主 事	土 岐 正 哉	" 31 11 13
	"	朝 倉 一 雄	" 35 4 1
	技 師	藤 沢 宗 一	" 21 11 27
	"	斎 藤 ミ キ	" 21 2 28
	"	佐々木 千代 治	" 27 8 12
	"	庄 司 キ ク	" 19 10 1
	"	宍 戸 勇	" 32 4 10
	"	茂 木 武 雄	" 23 5 20
	"	阿 部 輝 雄	" 33 4 1
	"	坂 本 昭 男	" 21 10 1
	技 師 補	高 山 和 子	" 25 7 10
	作 業 手	森 田 鉄 雄	" 25 12 8
	嘱 託	橋 本 与 市	" 35 4 1

Ⅲ 衛生研究所関係の条例、規則、使用料手数料の改正

秋田県の衛生関係施設の使用料並びに手数料徴収条例施行規則の1部が昭和33年10月1日改正せられ施行せらるゝことになった。

規 則

県の衛生関係施設の使用料並びに手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和33年10月1日

秋田県知事 小 畑 勇 二 郎

秋田県規則第53号

県の衛生関係施設の使用料並びに手数料徴収条例施行規則の1部を改正する規則

地方自治法（昭和22年法律第67号）第15条第1項の規定に基き、この規則を制定する。

県の衛生関係施設の使用料並びに手数料徴収条例施行規則（昭和30年秋田県規則第13号）の1部を次のように改正する。

第1条中「健康保健法及び船員保険法ノ規定ニ依ル療養ヲ要スル費用ノ額ノ算定方法（昭和18年厚生省告示第66号）」を「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法を定める件（昭和33年厚生省告示第177号）」に改める。

別表を次のように改める。

別 表

県の衛生関係施設の使用料および手数料料金表（一部略）

6. 血清学的検査料

(1) ウィダール氏反応検査	1 件につき	30円
集団の場合は	1 人 1 件につき	20円
(2) ワイルフェリックス反応検査	1 件につき	30円
集団の場合は	1 人 1 件につき	20円
(3) フライ氏反応検査	1 件につき	50円
(4) 梅毒血清反応検査		
ワッセルマン反応（沈降反応併用）	1 件につき	100円
集団の場合は	1 人 1 件につき	60円
沈降反応（2 種併用）	1 件につき	40円
集団の場合は	1 人 1 件につき	30円
(5) 補体結合反応検査		
（発疹チフス、日本脳炎、インフルエンザ等）	1 件につき	100円
(6) 赤血球凝集反応検査	1 件につき	100円
(7) 寒冷凝集反応検査	1 件につき	50円

7. 顕微鏡検査料

(1) かく痰検査	1 件につき	40円
(2) その他の細菌学的検査	1 件につき	20円
(3) 寄生虫卵検査		
直接法	1 件につき	20円
集団の場合は	1 人 1 件につき	10円
集卵法	1 件につき	40円
(4) マラリア再帰熱等の原虫検査	1 件につき	30円
(5) 螢光顕微鏡検査	1 件につき	40円
(6) 尿沈渣		
無染色検査	1 件につき	30円
染色検査	1 件につき	30円

8. 細菌学的培養検査料

(1) チフス、パラチフス、赤痢等の細菌	1 件につき	150円
集団の場合は	1 人 1 件につき	70円
(2) 結核、ジフテリア、脳脊髄膜炎等の細菌	1 件につき	150円
(3) 食中毒の菌	1 件につき	150円
(4) 結核菌の抗生物質耐性検査	1 件につき	150円

9. その他の細菌学的検査料

(1) 水および氷雪検査	1 件につき	140円
(2) その他の食品検査	1 件につき	150円
(3) 殺菌効力検査	1 件につき	1,200円

10. 臨床病理検査料

(1) 尿化学検査		
比重および反応、ビリルビン定性、ウロビリゲン定性等	1 件につき	10円
ジアスターゼ定量	1 件につき	20円
インジカン、アセトン、胆汁成分、ポルフィリン等	1 件につき	10円
蛋白定性	1 件につき	10円
糖定性	1 件につき	20円
蛋白定量	1 件につき	20円
糖定量	1 件につき	40円
(2) 血液検査		
血液理化学的検査	1 件につき	100円
血色素測定	1 件につき	20円
血液型検査	1 件につき	30円
血球計算	1 件につき	40円
血液像検査	1 件につき	40円
血糖測定	1 件につき	60円

血中微生物検査	1 件につき	40円
(3)糞便替血反応検査	1 件につき	30円
(4)脳脊髄液検査	1 件につき	50円
(5)胃液、十二指腸液検査	1 件につき	50円
(6)腎臓機能検査	1 件につき	100円
(7)組織顕微鏡検査	1 件につき	100円

ただし臨床病理検査のうち、保健所において高血圧症予防に関して行う検査については当該料金の半額とする。

11. 食品、添加物等の試験検査料

(1)定性分析	1 成分につき	200円
(2)定量分析	1 成分につき	300円
(3)食品の栄養学的成分試験	1 件につき	1,000円
(4)乳汁類の脂肪比重測定	1 件につき	300円
(5)酒精飲料試験		
メチルアルコール含有測定	1 件につき	500円
比重アルコール含有測定	1 件につき	400円
(6)その他食品の比重測定	1 件につき	300円
(7)食品の成分規格の化学的検査		
乳および乳製品	1 件につき	600円
氷 雪	1 件につき	350円
その他の食品	1 件につき	600円
器具、容器および包装	1 件につき	600円

12. 水質化学試験料

(1)定性分析	1 成分につき	100円
(2)定量分析	1 成分につき	200円
(3)飲水料適否試験	1 件につき	350円
集団の場合は	1 件につき	200円
(4)水道水の試験検査		
定期試験	1 件につき	250円
精密試験	1 件につき	2,000円

13. 温泉分析料

(1)定量分析（中分析）	1 件につき	7,000円
(2)ラジウムおよび放射能分析	1 件につき	2,000円

14. 医薬品および衛生材料試験料

(1)定性分析	1 成分につき	200円
(2)定量分析	1 成分につき	300円
(3)局方適否試験	1 件につき	600円
(4)薬品鑑定	1 件につき	1,500円

15. 農工業用薬品試験料

(1)定性分析	1 成分につき	200円
(2)定量分析	1 成分につき	300円

16. 化粧品試験料

(1)定性分析	1 成分につき	200円
---------	---------	------

(2)定量分析	1 成分につき	300円
(3)有害金属の有無試験	1 件につき	500円

17. 動物試験料

実験用動物を使用して行う試験では実費を基準としてそのつど所長が定める。

18. 文書料

(1)診断書、証明書類	1 通につき	40円
ただし2通以上は、1通を増すごとに10円とする。		

(2)検査成績書謄本	1 通につき	30円
ただし2通以上は、1通を増すごとに10円とする。		

附 則

この規則は公布の日から施行する。

Ⅳ 昭和33、34、35年度予算調

1. 昭和33年度の部

才 入		才 出			
科 目	収入済額	科 目	内 訳	配当予算額	支出済額
使用料及手数料	836.120	県 職 員 費		4,766,562	4,766,562
雑 収 入	47,788		吏 員 給	2,787,258	2,787,258
			給 料	442,776	442,776
			職 員 手 当	1,491,528	1,491,528
			報 酬	45,000	45,000
		伝染病予防費		37,226	37,226
			消 耗 品 費	9,900	9,900
			通 信 運 搬 費	8,766	8,766
			原 材 料 費	18,560	18,560
		検 査 諸 費		1,089,366	1,089,366
			旅 費	127,200	127,200
			消 耗 品 費	340,194	340,194
			印 刷 製 本 費	27,924	27,924
			光 熱 水 費	171,800	171,800
			修 繕 料	78,040	78,040
			原 材 料 費	344,208	344,208
		衛生研究所費		697,798	697,798
			旅 費	25,500	25,500
			消 耗 品 費	183,649	183,649
			光 熱 水 費	395,122	395,122
			通 信 運 搬 費	14,541	14,541
			借 料 及 損 料	62,456	62,456
			修 繕 料	4,035	4,035
			原 材 料 費	12,495	12,495
		定期健康診断費		39,977	39,977
			消 耗 品 費	39,977	39,977
		薬 事 諸 費		16,230	16,230
			旅 費	3,000	3,000
			原 材 料 費	13,230	13,230
合 計	883,908	合 計		6,647,159	6,647,159

2. 昭和34年度の部

才 入		才 出			
科 目	収入済額	科 目	内 訳	配当予算額	支出済額
使用料及び手数料	1,014,710	県職員費		5,050,396	5,050,396
雑収入	52,818		吏員給	3,108,862	3,108,862
			給料	427,560	427,560
			職員手当	1,513,974	1,513,974
		伝染病予防費		29,513	29,513
			消耗品費	10,900	10,900
			通信運搬費	4,353	4,353
			原材料費	14,260	14,260
		検査諸費		845,023	845,023
			旅費	137,995	137,995
			消耗品費	356,099	356,099
			印刷製本費	31,610	31,610
			修繕材料費	50,700	50,700
			原材料費	268,619	268,619
		衛生研究所費		811,496	811,496
			旅費	19,762	19,762
			消耗品費	199,311	199,311
			光熱水費	498,897	498,897
			通信運搬費	16,629	16,629
			手数料	2,375	2,375
			借料及び損料	58,412	58,412
			修繕材料費	6,010	6,010
			原材料費	10,100	10,100
		定期健康診断費		24,992	24,992
			消耗品費	12,992	12,992
			原材料費	12,000	12,000
		薬事諸費		13,570	13,570
			旅費	8,000	8,000
			原材料費	5,570	5,570
合 計	1,067,528	合 計		6,774,990	6,774,990

3. 昭和35年度の部

才 入		才 出			
科 目	収入済額	科 目	内 訳	配当予算額	支出済額
手 数 料		県 職 員 給		6,989,689	6,989,689
保健衛生諸手数料	795,970	報 酬		180,000	180,000
		吏 員 給		4,342,116	4,342,116
		給 料		370,602	370,602
		職 員 手 当		2,096,971	2,096,971
		保 健 所 費		168,762	168,762
		旅 費		166,112	166,112
		賃 金		2,650	2,650
		伝染病予防費		495,298	495,298
		旅 費		18,158	18,158
		消 耗 品 費		334,590	334,590
		原 材 料 費		142,550	142,550
		検 査 諸 費		774,676	774,676
		消 耗 品 費		359,955	359,955
		印 刷 製 本 費		10,744	10,744
		通 信 運 搬 費		15,593	15,593
		修 繕 料		28,000	28,000
		原 材 料 費		360,384	360,384
		衛 生 研 究 所 費		902,332	902,332
		旅 費		19,804	19,804
		消 耗 品 費		200,990	200,990
		燃 料 費		69,905	69,905
		印 刷 製 本 費		10,435	10,435
		光 熱 水 費		497,275	497,275
		通 信 運 搬 費		31,656	31,656
		手 数 料		2,357	2,357
		借 料 及 び 損 料		50,325	50,325
		修 繕 料		9,585	9,585
		原 材 料 費		10,000	10,000
		食 品 衛 生 費		1,800	1,800
		原 材 料 費		1,800	1,800
		環 境 衛 生 費		9,040	9,040
		旅 費		9,040	9,040
		薬 事 諸 費		10,700	10,700
		原 材 料 費		10,700	10,700
合 計	795,970	合 計		9,352,297	9,352,297

V 業 務 内 容

(1) 庶務係業務内容

1. 職印、その他の公印の管守に関する事
2. 文書の收受及び発送手続並に保管に関する事
3. 物品の購入及び修繕等の手続に関する事
4. 手数料の取扱整理に関する事
5. 諸統計の調査報告に関する事
6. 研究所の運営企画及び重要業務の連絡調整に関する事
7. その他細菌、化学の各係に属しない事項

概 要

庶務係は現在所長補佐を除いて2名により一応の体制を整えたのであるが、未だ整備の段階にある。

業務内容は文書事務、物品購入の請求手続及び受領、庁内外との連絡、その他いわゆる一般的庶務事項を担当しているのであるが、その他検体等の受付業務、各部課、各保健所、各医療機関との連絡、統計調査などを併せ担当している、庶務的な全ての業務が本庁の各部課、室によらなければ進捗をみることが出来ない現状にあり、加えて発展途上にある研究所の現状に鑑み、また研究所の合理的且つ能率的な運営を期するためにも庶務系の完全なる体制確立を望んでいる。

(2) 細菌検査(科)の業務並びに業績

細菌検査は一般診療機関よりの依頼を主とし、また行政上必要な各種試験並びに調査、事業所や学校等からの依頼や、また保健所からの再試験とか、精密検査、それに個人からの依頼などによる検査である。検査件数は近年非常に多いとは言えないが、医学の進歩とともに高度の技術を要する特殊試験検査、特にウイルス、リケッチアの検査(現在の衛生研究所は狭く、危険な微生物を取扱うことは設備の面のみならず、従事者の健康保持の面からも困難である)を行うためには物的な面、質的な面からも、また人的面からも不満足なことが多い。しかし職員一同は研鑽につとめ、天与の業務を通じて県民のためのみならず、人類の健康増進に寄与することを目的としている。

細菌検査(科)の業務は現在次のとおりである。

(A) 細菌検査係

1. 赤痢菌、チフス菌等法定伝染病病原菌の検査に関する事
2. ウイダール反応、ワイル・フェリックス反応検査に関する事

3. 淋菌の検査に関する事

4. 赤痢菌の菌型分類並びに薬剤耐性細菌に関する事

5. 腸内菌細に関する事

6. 発疹チフス、日本脳炎、インフルエンザ等の補体結合反応検査に関する事

7. 寄生虫、原虫の検査に関する事

8. 嗜好品としての氷、氷菓子冷蔵用の氷、雪等の細菌検査に関する事

9. 牛乳、乳製品等の細菌検査に関する事

10. 一般食品(病原性大腸菌、病原性好塩菌、その他食中毒原因菌など)の細菌検査に関する事

11. 消毒剤、殺虫剤、殺菌灯等の効力試験に関する事

12. その他細菌検査並びに培地補給に関する事

(B) 梅毒血清反応係

1. ワッセルマン反応検査に関する事

2. 梅毒沈降反応検査に関する事

3. 寒冷凝集反応検査に関する事

(C) 結核菌検査係

1. 結核菌の塗抹染色鏡検並びに培養検査に関する事

2. 結核菌の薬剤耐性検査に関する事

3. 結核菌以外の抗酸性菌の生物学的検査に関する事

4. 類菌の検査に関する事

(D) 培地製作並びに試験動物飼育係

1. 各種細菌検査に要する培地の製作に関する事

2. 実験用動物の飼育管理に関する事

(E) その他

1. 食中毒菌を細菌並びにウイルスの面から共同検査のこと

2. 下痢の病原菌を同上の角度から観察並びに共同試験検査すること

3. クロストリジウム属の調査研究に関する事

業 務 実 績

a. 細菌検査の実績

昭和33年度(1月から12月までの分、以下同じ)、34年度、35年度の分は次表に示すとおりである。

第 1 表 細菌検査実績表 (昭和33年1月～12月) (結核・梅毒を除く)

月 別		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X	XI	XII	計	陽性率
検査区分															
赤痢菌 腸バ 病原体保有者		12 (1)	1 (1)	19 (4)	22 (3)	7 (1)	2	10 (2)	15 (1)	28 (11)	33 (5)	13 (6)	12 (1)	174 (36)	20.7%
		2	4	8	2	3	7	9	5	12	1	2	1	56	
		16 (2)												16 (2)	12.4%
その他の細菌検査	ウイダール、 ワイルフェリ ックス反応	3	3 (1)	8 (2)	2 (1)	3	9 (2)	9 (2)	4 (3)	7 (1)	1		2 (1)	51 (13)	
	ジフテリア菌					1	2	2				2	1	8	
	流脳菌											1		1	
	淋菌													0	
	原虫													0	
	食中毒						1	1		3	1			6	
	飲食品	4	4	2	5	1	4							20	
	水及び氷	24	21	16	19	48		27		29	26	21	28	259	
	臨床試験													0	
	赤痢菌々型	10 (10)	2 (2)	4 (4)	4 (4)	2 (2)	4 (4)	7 (5)	59 (58)	50 (50)	35 (35)	7 (7)	20 (20)	204 (201)	
	その他	2	378	376	1	3 (1)	1	1 (1)	2 (1)	3 (22)	37 (15)	23 (15)	91 (40)	918 (40)	
計		43 (10)	408 (3)	406 (6)	31 (5)	58 (3)	21 (6)	47 (8)	65 (62)	92 (51)	100 (57)	54 (22)	142 (21)	1,467 (254)	
寄生虫	一般依頼		1 (1)	112 (41)			1,253 (236)	606 (234)			149 (29)		1	2,122 (541)	
	指定町村 計		1 (1)	112 (41)			1,253 (236)	606 (234)			149 (29)		1	2,122 (541)	
合 計		73 (13)	414 (5)	545 (51)	55 (8)	68 (4)	1,283 (242)	672 (244)	85 (63)	132 (62)	283 (91)	69 (28)	156 (22)	3,835 (833)	

- 注 1. 各細菌項目欄中上の数字は件数、括弧内は陽性件数である。
 2. 赤痢菌型検査欄中の数字は衛生研究所及び保健所に於て分離した赤痢菌株の菌型検査件数である。
 3. その他の欄には日本脳炎補体結合反応検査60件（陽性37件）、インフルエンザ赤血球、凝集抑制試験91件、赤痢菌の薬剤耐性試験752件が含まれている。

第 2 表 細菌検査実績表 (昭和34年1月～12月)

月 別		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X	XI	XII	計	陽性率
検査区分															
ウイダール反応				4 (2)	4	3 (2)	4	1 (1)	1	2	3 (3)	3 (1)	2	27 (9)	
ワイル・フェリ ックス反応								2 (2)						2 (2)	
日本脳炎補体結合反応											5	8 (4)	1 (1)	14 (5)	
赤痢菌		3 (2)	5 (1)	31 (3)	9 (1)	86 (6)	37 (3)	13 (2)	22 (4)	20 (2)	26 (11)	9 (2)	1	262 (37)	14.1%
チフス・パラチフス菌		3	2	4	6	4	4		2 (1)	4	3	6	3	41 (1)	

ジフテリア菌	2					1			1	1	1	5	11
飲 食 品	12		20	2		24	4	12			6	6	86
赤痢菌々型検査	14 (14)	16 (12)	7 (6)	2 (2)	193 (135)	22 (22)	17 (17)	9 (7)	17 (17)	11 (11)	4 (4)	35 (34)	347 (281)
赤痢菌薬剤耐性検査	66	22	22		22		15						147
そ の 他		30 (26)	67	2	1		1			101 (10)		2 (1)	204 (37)
計	100 (16)	75 (39)	155 (11)	25 (3)	309 (143)	92 (25)	53 (22)	46 (12)	44 (19)	150 (35)	37 (11)	55 (36)	1,141 (372)

註 欄中上位の数字は件数、括弧内は陽性件数を示す。

第 3 表 細菌検査実績表 (昭和35年1月~12月)

検査区分	月 別	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X	XI	XII	計	陽性率
ウィダーール反応		4 (1)	2	4 (4)	1	6 (2)	2 (2)	2 (1)	3 (2)	6 (4)	2	1	3 (2)	36 (18)	8.7%
ワイル・フエリックス反応									2 (2)	2 (2)				4 (4)	
日本脳炎補体結合反応											3			3	
赤 痢 菌		2	26 (8)	8 (2)	8 (5)	11 (2)	4,308 (391)	554 (4)	30 (7)	45 (7)	27 (8)	26 (8)	10	5,055 (442)	
チフス・パラチフス菌		4	3	4	1	5	2	2	8	5	4	3	5	46	
ジフテリア菌		5	10	1	3									19	
飲 食 品			6				2	2						10	
赤痢菌々型検査			11 (11)	12 (12)	12 (12)	37 (33)	525 (521)	13 (11)	30 (27)	14 (14)	16 (16)	8 (8)	1 (1)	679 (666)	
赤痢菌薬剤耐性検査						9								9	
そ の 他		1		5 (5)	2 (2)	3 (1)		1 (1)	2					14 (9)	
計		16 (1)	58 (19)	34 (23)	27 (19)	71 (38)	4,839 (914)	574 (17)	75 (38)	72 (27)	52 (24)	38 (16)	19 (3)	5,875 (1,139)	

註 欄中上位の数字は件数、括弧内は陽性件数を示す。

b. 衛生研究所並びに各保健所(13ヶ所)に於て分離した赤痢菌を菌型別に示すと第4, 5, 6表のとおりである。

第 4 表 昭和33年(1月~12月)衛生研究所及び保健所に於て分離した赤痢菌の菌型

分離場所 菌 型	衛 研	秋 田	能 代	大 館	花 輪	本 荘	矢 島	大 曲	角 館	横 手	湯 沢	鷹 ノ 巣	五 城 目	男 鹿	計 (陽性%)	備 考
Sh. flex. 1 a	1					7				2		1			11 (2.7)	
" 1 b	6	9	3												18 (4.4)	
" 2 a	15	27	14	24	16	1			79	17	40	14			247 (60.0)	
" 2 b	5	3			1	5			3	1	7				25 (6.1)	

"	3 a	1	2		1				3	2	35	2		1	47 (11.4)	亜型不明
"	3 b	1													1 (0.24)	
"	4		1	1	1						1	2			6 (1.5)	
"	4 a	1													1 (0.24)	
"	6										3				3 (0.73)	
"	V X		1								6				7 (1.7)	
"	V Y	1	2												3 (0.73)	
Sonnei	1	7	8	1	1	3		2	4	5	6		6		43 (10.4)	
計		38	53	19	27	20	13		2	89	27	98	19		7	412

第 5 表 昭和34年(1月～12月)衛研並びに保健所に於て分離した赤痢菌の菌型

分離場所 菌 型	衛 研	秋 田	能 代	大 館	花 輪	本 荘	矢 島	大 曲	角 館	横 手	湯 沢	鷹 巣	五 城 目	男 鹿	計 (陽性%)	備 考
Sh. flex. 1 a										4					4 (0.77)	亜型不明
" 1 b	1					1		5							7 (1.3)	
" 2 a	13	29	40	16	3	11		43	1	20	38	15		42	271 (52.1)	
" 2 b	8	7			6	9		12		6	1			61	110 (21.2)	
" 3 a	4	10				3		15		10	22			1	65 (12.5)	
" 3 b						1									1 (0.19)	
" 4				1											1 (0.19)	
" 4 a								1							1 (0.19)	
" 4 b										2					2 (0.38)	
" 6								7		1					8 (1.5)	
" V X		1				4				4					9 (1.7)	
" V Y	3			1				1		1	1	1			8 (1.5)	
Sh. Sonnei 1	8	9	2	1				3	1	4	1	2			31 (6.0)	
" 2								2							2 (0.38)	
計	37	56	42	19	9	29		89	2	52	63	18		104	520	

第 6 表 昭和35年(1月～12月)衛研並びに保健所に於て分離した赤痢菌の菌型

分離場所 菌 型	衛 研	秋 田	能 代	大 館	花 輪	本 荘	矢 島	大 曲	角 館	横 手	湯 沢	鷹 巣	五 城 目	男 鹿	計 (陽性%)	備 考
Sh. flex. 1 a	2	2								1					5 (0.38)	
" 1 b	3	2				4					1	1			11 (0.83)	
" 2 a	417	181	38	15	10	18	2	65	56	41	27	53	19	73	1,015 (76.3)	
" 2 b	3	4				3		7		1	1			2	21 (1.58)	

"	3 a	5	35	3		8	2	18	10	13	10	7	2		113 (8.5)	亜型不明
"	4			1				1				1			3 (0.23)	
"	4 a				1										1 (0.08)	
"	6		6					2		6					14 (1.05)	
"	VX	1	3							1			1		6 (0.45)	
"	VY	1	4		1	4		3			1				14 (1.05)	
Sh. Sonnei	1	9	14	6	1	2	8	34	2	36	2	2	1	3	120 (9.02)	
"	2	1	1		1					4					7 (0.53)	
計		442	252	48	18	13	45	4	130	68	103	42	64	23	78	1,330

○. 日本脳炎補体結合反応検査成績

(イ)昭和33年7月より12月に到る期間中に行われた日本脳炎補体結合反応の成績は次に示すとおりである。

総件数 66件
日脳反応 (+) 37件 (ワ氏反応陽性
4件、陰性 29件、検査不能 4件)
日脳反応 (±) 1件 (ワ氏反応陰性
1件)
日脳反応 (-) 18件
" 抗補体不明 4件
" 検査不能 6件

(ロ)昭和34年7月から12月にいたる期間中の同上反応実施成績は次のとおりである。

総件数 14件
検査件数 13件
陽 性 4件 (ワ氏反応陰性

3件、検査不能 1件)

抗補体 (+) 推定 1件 (ワ氏反応陰性
1件)
陰 性 8件
検査不能 1件

(ロ)昭和35年9月以降12月までの期間に実施した検査は次に示すとおりである。

総件数 3件
陰 性 3件 (ワ氏反応は3件
とも陰性)
(抗原はいずれも国立予防衛生研究所より譲り受けたものである)

(以上 茂木技師 記)

d. 寄生虫卵査検成績

昭和33年、34年、35年実施した寄生虫卵検査の成績は第7表、第8表、第9表に示すとおりである。

第 7 表 寄 生 虫 卵 検 査 実 績 表 (昭和33年1月~12月)

件 数 検査法	検査件数	種 類					
		蛔 虫 卵	東 洋 毛 線 虫 卵	鞭 虫 卵	十 二 指 腸 虫	蟯 虫 卵	肝 吸 虫 卵
直 接 法	2,120	402 (18.1)	17 (0.80)	114 (5.4)	5 (0.24)		2 (0.09)
沈 澱 法	2	1 (50.0)					
計	2,122	403 (18.1)	17 (0.80)	114 (5.4)	5 (0.24)		2 (0.09)

註 1. 括弧内は陽性率(%)を示す。
2. 検査材料は主として秋田市内の学童及び小部落民を対象としたものである。
内 訳 直接法 秋田市下浜羽川部落民 112件
秋田市中通小学校生徒 1,099件
秋田市金足西小学校生徒 606件
同 市金足中学校生徒 300件
医院及び個人依頼 3件
沈 澱 法 医院からの依頼 2件

第 8 表 寄生虫卵、原虫検査成績表 (昭和34年分)

検査区分 件数 陽性区分	検査件数	陽 性				
		蛔 虫 卵	東洋毛様線虫卵	鞭 虫 卵	十二指腸虫卵	そ の 他
蛔 虫 卵 直接塗抹法 (陽性率)	1,527	513 (33.6)	6 (0.39)	78 (5.1)	1 (0.07)	
原 虫	1	(-)				

註 1. ()内数字は陽性率を示す。

2. 検査材料は主として秋田市内の団体及び小、中、高校児童生徒を対象として得たものである。

第 9 表 寄生虫卵検査成績表 (昭和35年分)

検査区分 件数 陽性区分	検査件数	陽 性				
		蛔 虫 卵	東洋毛様線虫卵	鞭 虫 卵	十二指腸虫卵	そ の 他
直接塗抹法 (陽性率)	1,145	223 (19.5)	1 (0.09)	66 (5.8)		(ダニ) 4 (0.35)

註 1. ()内数字は陽性率を示す。

2. 検査材料は主として秋田市内の小、中学校児童生徒を対象として得たものである。

e. 結核菌検査

(イ)結核菌塗抹染色顕鏡成績

第 10 表 結核菌塗抹染色成績(喀痰)

昭和33年(1月~12月)

区 分	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ	Ⅶ	Ⅷ	Ⅸ	Ⅹ	Ⅺ	Ⅻ	計	摘 要
検査件数 (陽性数)									1 (0)			1 (0)	2	

昭和34年(1月~12月)

検査件数 (陽性数)					1 (1)	1	1			1	3 (2)		7 (3)	
陽 性 率%					100						66.7		42.9	

昭和35年(1月~12月)

検査件数 (陽性数)	1 (1)	4 (1)		2 (1)	2	4 (1)	1 (1)		3		2		19 (4)	
陽 性 率%		25.0		50.0		25.0	100.0						21.1	

(ロ)結核菌培養試験成績(喀痰)

第 11 表 喀痰内結核菌培養成績

昭和33年(1月~12月)

月 別	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ	Ⅶ	Ⅷ	Ⅸ	Ⅹ	Ⅺ	Ⅻ	計
培養件数 (陽性件数)	21 (7)	27 (7)	17 (4)	21 (5)	36 (9)	21 (7)	15 (6)	15 (0)	17 (3)	13 (4)	17 (1)	16 (3)	236 (56)
陽 性 率%	33.3	25.9	23.5	23.8	25.0	33.3	40.0	0	17.6	30.8	5.9	18.8	23.7

昭和34年(1月~12月)

月 別	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X	XI	XII	計
培 養 件 数	12	12	21	31	20	18	24	13	17	17	23	21	229
(陽性件数)	(2)	(2)	(1)	(7)	(1)	(3)	(2)	(3)	(3)	(1)	(5)	(3)	(33)
陽 性 率%	16.7	16.7	4.8	22.6	5.0	16.7	8.3	23.1	17.7	5.9	21.7	14.3	14.4

昭和35年(1月~12月)

培 養 件 数	19	25	14	19	24	51	16	25	23	14	19	13	262
(陽性件数)	(3)	(6)	(10)	(5)	(8)	(5)	(5)	(4)	(8)	(5)	(3)	(1)	(63)
陽 性 率%	15.8	24.0	71.4	26.3	33.3	9.8	31.3	16.0	34.8	35.7	15.8	7.7	24.0

い結核菌の各種薬剤に対する耐性検査成績は第12, 第13, 第14表に示すとおりである。

第 12 表 結 核 菌 の 薬 剤 耐 性 成 績 (昭和33年1月~12月)

薬 剤	区 分 検査件数	対 照					感 性 (%)	耐 性					
		冊	冊	冊	+	-		1 r		1 0 r		1 0 0 r	
								A	B	A	B	A	B
ストレプト マイシン	126	52	27	14	18	15	22 (17.5)	17	21	4	17	11	19
パ ス	125	48	29	12	17	19	36 (28.8)	10	13	5	21	4	17
ヒドラジド	107	45	27	9	16	10	43 (40.2)	8	19	2	12	3	10
イスコチン	2	1	1				2 (100.0)						
ピラマイド	2	2					1 (50.0)						1
セロマイシン	2				2		1 (50.0)			1			
ヒドロンサン	2			1	1		1 (50.0)				1		
計	366	148	84	36	54	44	106 (30.0)	35	53	12	51	18	47

第 13 表 結 核 菌 の 薬 剤 耐 性 検 査 成 績 (昭和34年1月~12月)

薬 剤	区 分 検査件数	対 照					感 性 (%)	耐 性					
		冊	冊	冊	+	-		1 r		1 0 r		1 0 0 r	
								A	B	A	B	A	B
ス ト レ プ ト ン	147	76	21	12	10	28	20	20	30	6	16	12	15
マ イ シ ン	144	73	22	12	9	28	44	7	20		33	1	11
パ ス	135	69	18	11	9	28	47	12	21	6	11	4	6
ヒ ド ラ ジ ド	3		1			2	1						
ネ オ イ ス コ チ ン	2				1	1	1						
サ イ ア ジ ン	2				1	1	1						
ク ロ ラ ム フ	2				1	1	1						
エ ニ コ ー ル	1	1											1
セ ロ マ イ シ ン	5	1	2	2			3	1			1		
ヒ ド ロ ン サ ン	2	1		1								1	1
カ ナ マ イ シ ン	1			1				1					
レ ダ ギ ン													
計	442	221	64	39	30	88	117	41	71	12	61	18	34
		(50.0)	(14.5)	(8.8)	(6.8)	(19.9)	(26.5)	(9.3)	(16.1)	(2.7)	(13.8)	(4.1)	(7.7)

第 14 表 結核菌の薬剤耐性検査成績 (昭和35年1月~12月)

薬 剤	検査件数	区 分					感 性 (%)	耐 性					
		対 照						性					
		冊	冊	冊	+	-		1 r		1 0 r		1 0 0 r	
								A	B	A	B	A	B
ストレプト マイシン	135	85	18	4	7	21	14	19	7	12	23	20	19
パ ス	132	83	17	4	6	22	25	11	22	11	20	5	16
ヒドラジド	125	79	17	4	7	18	43	13	11	6	17	8	9
ピラマイド	5	5										2	3
サイアジン	4	2				2					1		1
ヒドロロンサン	5	2	1	1	1		2			1	1		1
セロマイシン	3		1	1	1		3						
ネオイスコチン	4	2	1		1		1	2			1		
チビオン	1	1											1
エリコン	1				1		1						
サルファジン	1		1				1						
計	416	259	56	14	24	63	90	45	40	30	63	35	50
		(62.3)	(13.5)	(3.4)	(5.8)	(15.1)	(21.6)	(10.8)	(9.6)	(7.2)	(15.1)	(8.4)	(12.0)

(=) 培地補給 (保健所あて)

昭和35年度 (1月~12月)

昭和33年 (1月~12月)

SM系列 (0, 1, 10, 100r) 119組

SM系列 (0, 1, 10, 100r) 349組

PAS系列 (") 115"

PAS系列 (") 330"

INH系列 (") 110"

INH系列 (") 309"

ネオイスコチン " (") 13"

計 988"

その他 岡・片倉培地 30"

エリコン " (") 7"

昭和34年度 (1月~12月)

ピラマイド系列 (") 7"

SM系列 (0, 1, 10, 100r) 124組

計 371"

PAS系列 (") 123"

(以上 佐々木技師記)

INH系列 (") 75"

ネオイスコチン系列 (") 6"

エリコン (") 6"

計 334"

f. 飲料水、河川水の化学検査に伴う一般細菌並びに大腸菌検査成績

第 15 表 水の細菌 (一般細菌及び大腸菌) 検査成績

(昭和35年1月~12月)

月 別	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X	XI	XII	計
件 数	26	21	16	19	42	41	27	40	29	26	21	28	336

(以上 高山 技 師 記)

9. 梅毒血清反応実施成績

第 16 表 梅毒血清反応検査成績 (昭和33年1月～12月)

月別	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計	陽性率
ワッセル反応	569 (70)	*599 (66)	623 (78)	594 (63)	590 (57)	586 (71)	632 (66)	483 (56)	583 (59)	516 (85)	482 (62)	489 (87)	6,746 (820)	12.2%
ワッセル反応	404 (57)	477 (61)	447 (68)	476 (54)	415 (43)	482 (54)	520 (63)	374 (53)	451 (57)	413 (70)	395 (45)	406 (58)	5,260 (683)	13.0
2種併用反応							310 (4)		166 (2)		2		478 (6)	1.5
計	973 (127)	1,076 (127)	1,070 (146)	1,070 (117)	1,005 (100)	1,068 (125)	1,462 (133)	857 (109)	1,200 (118)	929 (155)	879 (107)	895 (145)	12,484 (1,509)	

註 括弧内は陽性数を示す。

第 17 表 梅毒血清反応検査成績 (昭和34年1月～12月)

月別	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計	陽性率
ワッセル反応	498 (71)	519 (82)	666 (118)	521 (79)	533 (72)	580 (78)	682 (82)	648 (78)	551 (67)	625 (100)	581 (78)	431 (55)	6,835 (960)	12.5%
沈降反応										172 (2)	307 (7)	18	497 (9)	1.8
計	498 (71)	519 (82)	666 (118)	521 (79)	533 (72)	580 (78)	682 (82)	648 (78)	551 (67)	797 (102)	888 (85)	449 (55)	7,332 (969)	

第 18 表 梅毒血清反応検査成績 (昭和35年1月～12月)

月別	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計	陽性率
ワッセル反応	607 (80)	611 (74)	595 (90)	443 (55)	418 (61)	346 (46)	262 (55)	261 (40)	198 (37)	247 (37)	211 (38)	187 (23)	4,386 (636)	14.5%
沈降反応	2 (1)		6								165 (2)	354 (7)	527 (10)	1.9
計	609 (81)	611 (74)	601 (90)	443 (55)	418 (61)	346 (46)	262 (55)	261 (40)	198 (37)	247 (37)	376 (40)	541 (30)	4,913 (646)	

註 括弧内の数字は陽性数を示す。

(以上 庄 司 技 師 記)

(3) 化学検査(科)の業務並びは業績

化学検査(科)の業務は秋田県の衛生行政に添うあらゆる面の化学的試験及び調査研究を行い、且つ各保健所における化学試験技術者の指導並に協力を致すものである。医学衛生の向上とともにますます試験業務が拡張され、技術者の充実をはかるとともに試験法の高度化に沿う必要に迫られている。秋田県は脳卒中死亡が全国で最高であるが、これには疾病そのものの説明も重要であるが、しかし疫学的にその原因を追求することも大切である。これらの因子分析には化学試験の重要なことは明かであるが、全力をその面に傾け得ないことが遺憾である。

現在化学試験に従事している者は3名だけであり、各

技術者は担当過重な負担に堪えつゝも県民生活の向上と福祉を希っている次第である。

業務内容を列記すれば次のとおりである。

(A) 水 質 検 査

食品衛生法施行細則第十条に基く営業用水の検査
秋田県条例第十九号第十条に基く特設水道水の検査
その他一般依頼の水質検査

(B) 温 泉 分 析

温泉法施行規則第4条第5項に基き依頼された温泉の分析、及びラジウムの測定

(C) 医 薬 品 検 査

厚生省の指示により薬事監視員の一斉取締により収去してきた医務薬事課依頼による薬品の検査
薬事監視員により不良品の疑をもって収去された薬

品の検査

覚醒剤、麻薬等の鑑定

其他一般依頼による医薬、農薬、工業薬品、化粧品等の検査

(D) 食品検査

厚生省の指示により食品監視員の一斉取締により収去された食品の検査

食品監視員により不良の疑を以て収去された食品の検査

食品衛生法に基づき検査を受けなければならない氷雪、人工着色料、甘味料等の製品適否試験

一般依頼による栄養化学的分析

其の他一般依頼による特殊成分査検

(E) 飲料水中の弗素検査

昭和27年からかつて事業として取上げられた斑状歯調査に関連し、必要のある場合には飲料水中の弗素及び硬度、塩素、鉄等の含有量検査

(F) 放射能検査

海水、雨水、水道水、河川水、その他動植物に附着乃至取り込まれた放射性物質の放射能検査

(G) 井戸水検査

(H) 浄化そのの排水検査

昭和29年4月22日清掃法、昭和29年6月30日清掃法施行規則が公布せられ、これに基づく放流水の水質試験については将来各保健所で行うことになるであろうが、器械、器具その他の点について直ちに実現不可能なので、現在は衛研に於てのみ実施している。

(I) 技術者訓練

昭和28年より各保健所の化学試験技術者に対し、試験法の統一と試験技術の向上を図る目的で年1回以上講習会を開催することになっている。

業務実績

昭和33年、34年、35年の業務実績を示すと次のとおりである。

a. 水質試験

1. 食品衛生法施行細則第10条によると営業に使用する水は、水道水または食品衛生検査施設の水質検査の結果飲用に適すると判定された水を使用しなければならないことになっているため、厚生省編飲料水検査指針に基づいて飲料水中のクロール、硝酸、亜硝酸、アンモニア、鉄、硬度、有機物質等の含有量を検査し、厚生省の飲料水判定標準にしたがって飲用適否を判定することとしている。

2. また特設水道は昭和29年秋田県条例第19号秋田県特設水道条例施行規則第2条にしたがって人口500人未満に給水している水道は年1回、500人以上給水しているものについては年2回検査を行っている。その実績を示すと第1表、第2表、第3表のとおりである。

第 1 表 昭和 33 年 (1月 ~ 12 月) 化 学

試験の種類			1 月			2 月			3 月			4 月			5 月			6 月			7
			依頼	調査	計	依頼	調査	計	依頼	調査	計	依頼	調査	計	依頼	調査	計	依頼	調査	計	依頼
水質試験	水道水	精密	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	76	
		定期	7	0	7	14	0	14	7	0	7	5	0	5	8	0	8	0	0	2	
	井戸水 その他		2	0	2	6	0	6	23	0	23	11	0	11	87	0	87	286	0	286	32
			0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	3	0	3	14	1	15	10
計			9	0	9	22	0	22	30	0	30	16	0	16	98	0	98	300	1	301	120
食品試験	色 素		0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	
	乳及び乳製品		3	0	3	2	0	2	0	0	0	5	0	5	1	0	1	2	0	2	0
	強化食品		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	かん水		0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	3	0	3	1	0	1	2
	計		3	3	6	2	0	2	0	0	0	6	0	6	5	0	5	3	0	3	2
医薬品	局方試験		0	26	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	化粧品		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計		0	26	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
放射能測定			0	0	0	0	0	0	0	10	10	0	8	8	0	8	8	0	8	8	0
水中特殊成分の定量			38	0	38	4	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	5
下水試験			14	0	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0
果実中の農薬			0	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
温泉分析			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	2

化 学 試 験 表

月		8 月				9 月				10 月				11 月				12 月				合 計							
調査	計	依頼	調査	計	依頼	調査	計	依頼	調査	計	依頼	調査	計	依頼	調査	計	依頼	調査	計	依頼	調査	計	適	濾	適	不適	判定 せず		
0	76	18	0	18	20	0	20	3	0	3	5	0	5	6	0	6	128	0	128	66	0	61	1	0	0	0	0		
0	2	19	0	19	0	0	0	1	0	1	7	0	7	8	0	8	78	0	78	36	0	7	35	0	0	0	0		
0	32	153	5	158	41	0	41	11	0	11	8	0	8	16	0	16	676	5	681	498	41	116	26	0	0	0	0		
0	10	38	0	38	5	0	5	7	0	7	1	0	1	3	0	3	83	1	84	39	9	5	31	0	0	0	0		
0	120	228	5	233	66	0	66	22	0	22	21	0	21	33	0	33	565	6	571	639	50	189	93	0	0	0	0		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	2	3	5	4	0	1	0	0	0	0	0		
0	0	0	0	0	3	5	8	1	0	1	0	0	0	0	0	0	17	5	22	1	0	0	21	0	0	0	0		
0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0		
0	2	2	0	2	4	0	4	2	0	2	4	0	4	2	0	2	21	0	21	21	0	0	0	0	0	0	0		
0	2	2	0	2	8	5	13	3	0	3	4	0	4	3	0	3	41	8	49	26	0	1	22	0	0	0	0		
0	0	1	18	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	44	45	34	0	3	8	0	0	0	0		
0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0		
0	0	1	20	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	46	47	36	0	3	8	0	0	0	0		
8	8	0	0	0	0	8	8	0	8	8	0	9	9	0	8	8	0	75	75	0	0	0	75	0	0	0	0		
0	5	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	50	0	50	0	0	0	50	0	0	0	0		
0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	3	0	3	0	0	0	20	0	20	0	0	0	20	0	0	0	0		
0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4	0	0	0	4	0	0	0	0		
0	2	2	0	2	2	0	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	8	0	8	8	0	0	0	8	0	0	0		

第 2 表 昭和 3 4 年 (1 月 ~ 12 月) 化 学

種 別				1 月			2 月			3 月			4 月			5 月			6 月		
				依頼	調査	計	依頼	調査	計	依頼	調査	計	依頼	調査	計	依頼	調査	計	依頼	調査	計
水 質 試 験	水道水	精 定	密 期	4		4	3		3	7		7	13		13	5		5	5		5
				2		2	4		4	25		25	12		12	5		5	4		4
	井水	適 判 定 し な い も の	否	16		16	3		3	33		33	5		5	13		13	40		40
				1		1	4		4			1		1	8		8	5		5	
特 殊 成 分 その他(下水、川水 など)																			4		4
計				23		23	14		14	65		65	31		31	31		31	58		58

食 品 試 験	栄 養 学 的 分 析							2		2	1		1	2		2				
	規 格 試 験							1		1	3		3	2		2				
	製 品 試 験			6		6	2		2		2									
	特 殊 成 分			6		6	6		6	12		12						24		24
計		12		12	8		8	17		17	4		4	4		4	24		24	

薬品試験	鑑局特	方 殊 試 成	定 驗 分					13	13				2		2		1	1		
	計							13	13				2		2		1	1		

温 泉 分 折				1		1				1		1				2		2		
---------	--	--	--	---	--	---	--	--	--	---	--	---	--	--	--	---	--	---	--	--

放 射 能 測 定				1	4	5		8	8		6	6		9	9		8	8		8	8
-----------	--	--	--	---	---	---	--	---	---	--	---	---	--	---	---	--	---	---	--	---	---

第 3 表 昭和 3 5 年 (1 月 ~ 12 月) 化 学

種 別				1 月			2 月			3 月			4 月			5 月			6 月			
				依頼	調査	計	依頼	調査	計	依頼	調査	計	依頼	調査	計	依頼	調査	計	依頼	調査	計	
水 質 試 験	水道水	精 定	密 期	6			6	7		7	7	1	8	10		10	10		10	9		9
				5			5	7		7	6		6	24		24	10		10	16		16
	井水	適 判 定 し な い も の	否	4			4	3		3	24		24	295		295	4		4	13		13
	特 殊 成 分 その他(下水、川水 など)										4		4							2		2
計				15			15	17		17	77	1	78	329		329	24		24	40		40
食 品 試 験	規 製 特	格 品 殊	試 検 成 分				6	1		6	2		2	1		1			6	6	1	1
	計						7	7		7	2		2	3		3			6	6	1	1
薬 品 試 験	鑑 局	方 試	定 驗		1	1											3	3		113	113	
	計				36	36											3	3		113	113	
温 泉 分 析				1			1				1		1				2		2			
放 射 能 測 定												8	8		8	8		4	4		8	8

諸 検 査 実 績 表

7 月			8 月			9 月			10 月			11 月			12 月			合 計		
依頼	調査	計	依頼	調査	計	依頼	調査	計	依頼	調査	計	依頼	調査	計	依頼	調査	計	依頼	調査	計
9		9	4		4	9		9	17		17			1		1		77		77
10		10	2		2	15		15	6		6	4		4	13		13	102		102
6		6	7		7	122		122	3		3	4		4	12		12	264		264
3		3	3		3	2		2				1		1	4		4	32		32
2		2												2		2		4		4
			6		6	2		2				2		2	2		2	16		16
30		30	22		22	150		150	26		26	11		11	34		34	495		495

					1		1							6		6
														6		6
							1		1			3	3	14		14
5		5	12		12	1	1		1	6		6		73		73
5		5	12		12	2	2		2	6		6	3	3	99	99

				20	20										1	1		34	34
				20	20										1	1	2	35	37

5		5	1		1						10		10				20			20
---	--	---	---	--	---	--	--	--	--	--	----	--	----	--	--	--	----	--	--	----

[illegible]

諸 檢 査 実 績 表

7 月			8 月			9 月			10 月			11 月			12 月			合 計		
依頼	調査	計	依頼	調査	計	依頼	調査	計	依頼	調査	計	依頼	調査	計	依頼	調査	計	依頼	調査	計
13		13	12		12	18		18	14		14	6		6	23		23	135	1	136
4		4	7		7	30		30	26		26	12		12	9		9	156		156
9	1	10	19		19	28		28	9		9	3		3	36		36	447	1	448
						3		3							8		8	11		11
7	4	11						10	10									21	4	25
6		6				57		57	26		26	31		31	17		17	175		175
39	5	44	38		38	136		136	85		85	52		52	93		93	945	6	951

3	3							1	1	2	2	12		12
										1	1	4	4	4
												4	6	10
3	3							1	1	3	3	20	6	26

[illegible][illegible][illegible]

b. 温 泉 分 析

昭和23年7月10日温泉法施行以来衛生研究所に於て温泉水の分析を行っていたが、昭和25年3月31日温泉法が改正なり、更に昭和29年6月18日付厚生省大臣官房国立公園部長通ちょう第149号に基づいて泉源の分析ばかりでなく、浴槽の泉水もまた分析を必要とすることとなった。

秋田県で湿泉水分析機関として指定されているものは現在当衛生研究所と秋田大学（昭和29年から

指定）のみであるが、近來温泉利用施設許可申請者が増加の傾向にあるので、温泉分析に一層力を注がなければならない訳である。しかし1件の分析を完了するには相当の費用と日数を要するものであるが、現在の衛生研究所の化学検査係2名だけでは依頼されたものを直ちに之に応じ得ない現状である。

昭和33年、34年、35年に分析完了した温泉は第4表、第5表、第6表に示すとおりである。

第 4 表 昭 和 33 年 完 了 温 泉 分 析 表

	郡 市 別	温 泉 名	場 所	泉 質
1	秋 田 市	秋 田 温 泉 元 湯	秋田市添川字境内川原141の1	含ホウ酸・重曹食塩泉
2	大 館 市	軽 井 沢 2 号 井	大館市軽井沢字五輪岱5	含石膏・弱食塩泉
3	"	" 5 号 井	" 十二所字町頭44の内	"
4	男 鹿 市	男 鹿 温 泉	男鹿市船川港船川字化世沢175の19	単 純 泉
5	大 曲 市	星 温 泉	大曲町十日市ニツ森21	含食塩・重曹泉
6	仙 北 郡	戸 村 温 泉	仙北郡田沢湖町田沢字先達沢国有林23林班	単 純 温 泉
7	由 利 郡	一	由利郡仁賀保町字浜田	炭 酸 鉄 泉
8	"	象潟町R式8号井	由利郡象潟町字冠名下63	含ホウ酸・強食塩泉

第 5 表 昭 和 34 年 完 了 温 泉 分 析 表

	地 区 別	温 泉 名	所 在 地	泉温 °C	P H (現地)	泉 質
1	仙 北 郡	玉 川 温 泉	仙北郡田沢湖町玉川字渋黒	97.8	1.15	含弗素・砒素酸性泉
2	南秋田郡	—	南秋田郡五城目町上桶口中原	3.0	6.1	単 純 泉 (療養泉に該当せず)
3	仙 北 郡	乳 頭 温 泉	仙北郡田沢湖町田沢字先達沢	96.0	3.0	含砒素・酸性泉
4	男 鹿 市	—	男鹿市船越町字一向	21.5	6.6	単 純 泉 (療養泉に該当せず)
5	"	男 鹿 温 泉	男鹿市北浦湯本字草木原	55.0	6.6	弱食塩泉
6	"	"	"	57.0	6.5	"
7	南秋田郡	—	南秋田郡五城目町馬場目保呂瀬沢	12.0	6.4	単 純 泉 (療養泉に該当せず)
8	男 鹿 市	男 鹿 温 泉	男鹿市北浦湯本字館福	34.0	6.6	含重曹弱食塩泉
9	由 利 郡	—	由利町矢島町荒沢字上熊の子沢	16.0	6.05	単 純 泉 (療養泉に該当せず)
10	山 本 郡	八 森 温 泉	山本郡八森町滝の間家の向	23.0	7.2	含石膏・食塩・芒硝泉
11	仙 北 郡	大 深 温 泉	仙北郡田沢湖町玉川大深沢	94.0	2.8	含砒素酸性緑礬泉
12	"	"	"	95.0	2.8	"
13	鹿 角 郡	ふけの湯温泉	鹿角郡八幡平村長谷川字熊沢	97.0	2.6	含ひ素酸性泉
14	"	"	"	90.0	2.4	"
15	"	後生掛温泉	鹿角郡八幡平村谷内	84.0	2.8	含ひ素酸性硫化水素泉
16	"	"	"	92.0	2.4	含ひ素酸性緑礬泉
17	"	大 湯 温 泉	鹿角郡十和田町大湯字中田	55.5	8.1	弱 食 塩 泉
18	"	"	" 上の湯	70.0	7.7	"
19	仙 北 郡	桜 温 泉	仙北郡協和村峯吉川小平沢	29.2	7.8	含ひ素単純温泉
20	"	"	"	27.0	7.6	"

第 6 表 昭和 35 年 完了 温泉 分析 表

	地区別	温泉名	所在地	泉温	PH (現地)	泉 質
1	仙北郡	—	仙北郡南外村湯神台	46.0 ^{°C}	8.5	含石膏弱食塩泉
2	湯沢市	湯の原温泉	湯沢市字湯の原	28.0	8.6	単 純 温 泉
3	秋田市	明田温泉	秋田市櫛山字観音前	28.0	6.7	”
4	山本郡	—	山本郡八森町字小舟爺台	19.0	8.2	単 純 泉 (療養泉に該当せず)
5	仙北郡	田沢湖温泉	仙北郡田沢湖町田沢字先達沢	98.0	3.0	含ひ素酸性泉
6	”	駒草荘温泉	” 生保内字駒ヶ岱	90.0	5.7	単純硫化水素泉

C. 医 薬 品 検 査 実 績

昭和33年、34年、35年に行った実績は第1表、第2表、第3表に示すとおりであるが、毎年1回乃至2回厚生省の指示に基づき、県内の医薬品一斉取締

を行い、薬事監視員により収去された薬品は当衛生研究所に於て検査した。そのうち昭和34年、35年の分について検査した品名、試験結果並びに不適合の理由を記すと第7表、第8表のとおりである。

第 7 表 昭和34年(1月～12月)一斉取締による収去医薬品の試験成績

第 1 回

試験 番号	品 名	製 造 業 者 名	試験結果	備 考
1	ピラピタル錠	第〇〇薬KK	適 合	
2	”	”	”	
3	”	”	”	
4	エチルヘキサピタルカルシウム錠	〇野〇製薬KK	適 合	
5	注射用メチルヘキサピタルナトリウム	大〇本製薬KK	”	
6	アモバルピタル錠	〇本〇製薬KK	”	
7	注射用アモバピタルナトリウム	”	”	
8	ピラピタル注射液	籍〇〇薬KK	”	
9	ロートエキス散	〇生薬品工業KK	適 合	
10	”	〇山薬品化工KK	”	
11	”	高〇製薬KK	”	
12	”	〇生薬品工業KK	”	
13	”	〇井〇品KK	不 適	ヒヨスチアミン含量不足

第 2 回

1	脱 脂 綿	純 〇 舎	適 合	
2	”	”	”	
3	”	”	”	
4	コールドパーマ液 第一剤	〇陸〇化学研究所	適 合	
5	” 第二剤	”	”	
6	オキシドール	〇日〇製薬KK	適 合	
7	”	”	”	
8	”	〇通〇成KK	”	
9	”	”	”	

10	ホウ酸軟膏	○田製薬KK	適 合	
11	〃	町○製薬KK	〃	
12	〃	〃	〃	
13	苦味チンキ	三○製薬KK	適 合	
14	〃	大○製薬KK	〃	
15	〃	〃	〃	
16	マーキュロクロム液	松○盛○薬局	適 合	
17	〃	○林○製薬工場	〃	
18	〃	三○製薬KK	〃	
19	〃	オ○ン○ル工業	〃	
20	〃	大○交○KK	〃	

第 8 表 昭和35年(1月～12月)一斉取締による収去医薬品の試験成績

第 1 回

試験 番号	品 名	製 造 業 者 名	試験結果	備 考
1	重炭酸ナトリウム	オリ○○○ル工業KK	適 合	
2	〃	〃	〃	
3	〃	〃	〃	
4	〃	〃	〃	
5	〃	○同○薬品KK	〃	
6	〃	鳥○薬品KK	〃	
7	クレゾール石鹼液	三 ○ KK	適 合	
8	〃	〃	〃	
9	〃	〃	〃	
10	〃	山○製薬KK	〃	
11	〃	大○製薬KK	〃	
12	〃	袖○化学研究所	〃	
13	単 シ ロ ッ プ	佐○製薬KK	適 合	
14	〃	〃	〃	
15	〃	大○製薬KK	〃	
16	サントニン製剤 (サントニン錠)	日○新薬KK	適 合	
17	〃 (コロニン)	○宝○薬KK	不 適	含 量 不 足
18	肝 油	伊○○油脂化成	適 合	
19	〃	メ○ネ肝油KK	〃	
20	〃	〃	〃	
21	強肝油カプセル	〃	〃	
22	〃	〃	〃	
23	ビタミンAカプセル	○兼○産工業KK	〃	
24	ラテックス製コンドーム	相○ゴム工業KK	適 合	
25	〃	〃	〃	
26	〃	〃	〃	
27	〃	〃	〃	
28	〃	〃	〃	
29	〃	〃	〃	

30	"	"	"	
31	"	"	"	
32	"	岡○ゴム工業KK	"	
33	"	○ートゴムKK	"	
34	"	ア○○アルKK	"	
35	フィツシユスキ	"	"	
36	"	ア○ヒ○パー商事KK	"	

第 2 回

1	ケ イ ヒ 末	椎 ○ 章 商 店	適 合	精油含量不足
2	"	○ 野 ○ ○ ○	不 適 合	
3	"	立 ○ 薬 品 KK	適 合	
4	"	○ 田 ○ 七 商店	"	
5	"	黒 ○ 永 ○ 商店	"	
6	"	鈴 ○ ○ 薬 品 KK	"	
7	"	"	"	
8	"	椎 ○ 章 商 店	"	
9	"	○ 田 ○ 七 商店	"	

d. 放 射 能 測 定

とおりである。33年に続いて昭和34年、35年にも測定したものであるが、結果所載を消略した。

昭和33年秋田市水道水となる原水、濾水並びに雨水について放射能を測定したが、実績は第9表に示す

(齊 藤 技 師 記)

表 9 第 昭和 33 年 測 定 放 射 能 (原水、濾水、雨水) 実 績

月 別	番 号	採 水 地	水種	水温 °C	採 水 月 日 時	測 定 月 日 時	計 数 率				蒸発 残渣 mg/ℓ	備考
							比較試料率	自然計数	試料 計数	cpm/ℓ		
3	1	大木屋浄水場	原水		3-3 9.15AM	3-4		33.7			73.0	
	2	"	濾水		9.05 AM	"		"			86.5	
	3		雨水		3-13	3-15		33.6		298	95.5	
	4	仁井田浄水場	原水		3-17 9.25AM	3-18		37.0			193.6	
	5	仁井田浄水場	濾水		" 9.30AM	"		"			112.1	
	6	"	原水		" 9.30AM	"		"			89.6	
	7	"	濾水		" 9.35AM	"		"			67.3	
	8		雨水		"	"		"		113	18.8	
	9		雨水		3-25	3-26		35.2		346	80.2	
	10		"		3-31	4-1		36.1		190	6.8	
4	11	仁井田浄水場	原水		4-1 9.05	1.40PM	7873/5	34.5±0.3	74.6	40.1±1.5	182.5	
	12	"	濾水		9.10	4-2 ↓		"	34.4	-0.1±1.5	130.0	
	13	大木屋浄水場	原水		9.35	↓		"	36.8	2.3±1.5	96.5	
	14	"	濾水		9.40	5.00PM	1560.6±17.4	"	36.8	2.3±1.5	83.5	
	15	仁井田浄水場	原水	7.5	4-15 9.40	4-16	7702/5	31.7±0.3	42.2	10.5±1.4	186.3	
	16	"	濾水	"	9.50			"	33.9	2.2±1.3	118.4	
	17	大木屋浄水場	原水	15.0	9.35			"	34.8	3.1±1.3	93.5	
	18	"	濾水	"	9.43		1508.7±17.5	"	32.6	0.9±1.3	85.6	

5	19	仁井田浄水場	原水	10.0	5-1	9.45	5-2	1528±17.4	29.6±0.6	34.4	4.8±1.6	98.2
	20	"	濾水	10.5		9.50			"	31.8	2.2±1.5	111.9
	21	大木屋浄水場	原水	9.0		9.15			"	34.1	4.5±1.6	77.8
	22	"	濾水	9.5		9.22			"	31.6	2.0±1.6	73.2
	23	仁井田浄水場	原水	12.5	5-15	10.00	5-16	7658/5	29.3±0.2	30.0	0.7±1.0	108.8
	24	"	濾水	"		10.05			"	28.3	-0.1±1.3	106.7
	25	大木屋浄水場	原水	10.3		9.25			"	32.6	3.3±1.5	75.0
	26	"	濾水	10.0		9.35		1531.6±14.3	"	32.0	2.7±1.5	45.5
6	27	仁井田浄水場	原水	19.0	6-2	9.40	6-3	1687/10	31.8±0.6	33.4	2.4±1.6	120.9
	28	"	濾水	16.5		9.43			"	31.8	0±1.5	133.0
	29	大木屋浄水場	原水	14.1		9.06		1651.9±12.8	"	32.3	0.5±1.9	133.2
	30	"	濾水	14.2		9.14			"	32.1	0.3±1.9	95.5
	31	仁井田浄水場	原水	17.5	6-16	9.25	6-17	1573.3±15.1	31.5±0.6	33.8	2.3±1.6	113.2
	32	"	濾水	"		9.30			"	33.9	2.4±1.6	123.0
	33	大木屋浄水場	原水	14.8		9.00			"	31.6	0.1±1.6	79.5
	34	"	濾水	14.5		9.11			"	32.8	1.3±1.5	82.5
7	35	仁井田浄水場	原水	17.3	7-1	9.03	7-2	1563.1±14.9	31.3±0.6	35.3	4.0±1.3	155.2
	36	"	濾水	18.1		9.13			"	32.5	1.2±1.3	140.2
	37	大木屋浄水場	原水	19.5		9.30			"	32.9	1.6±1.3	86.5
	38	"	濾水	19.0		9.35			"	31.9	0.6±1.5	95.3
	39	仁井田浄水場	原水	24.2	7-15	11.18	7-16	1529.7±14.2	32.0±0.6	32.1	0.1±1.3	107.7
	40	"	濾水	23.8		11.20			"	32.0	0 ±1.3	110.0
	41	大木屋浄水場	原水	19.8		10.10			"	31.3	-0.7±1.3	91.0
	42	"	濾水	19.0		10.15			"	33.4	1.4±1.2	99.0
9	43	仁井田浄水場	原水	19.5	9-1	9.35	9-2	1536 ± 12.5	32.4±0.6	33.0	0.6±1.1	89.4
	44	"	濾水	"		"			"	32.5	0.1±1.1	95.4
	45	大木屋浄水場	原水	15.7		9.06			"	31.5	-0.9±1.2	61.5
	46	"	濾水	16.2		9.16			"	29.3	-3.1±1.2	55.9
	47	仁井田浄水場	原水	18.0	9-15	9.05	9-16	1557.7±12.6	28.4±0.3	29.7	1.3±1.0	109.9
	48	"	濾水	17.5		9.15			"	29.5	1.1±1.1	118.4
	49	大木屋浄水場	原水	16.1		9.06			"	31.2	2.8±1.1	82.6
	50	"	濾水	16.2		9.17			"	29.0	0.6±1.1	82.1
10	51	仁井田浄水場	原水	15.5	10-1	9.35	10-2	1194.1±10.4	29.6±0.6	30.8	1.2±1.1	88.6
	52	"	濾水	"		9.40			"	29.7	0.1±1.1	98.1
	53	大木屋浄水場	原水	13.0		8.52			"	27.3	-2.3±1.1	66.4
	54	"	濾水	13.5		9.02			"	26.6	-3.0±1.1	62.2
	55	仁井田浄水場	原水	14.0	10-15	9.15	10-16	1218.0±15.7	29.4±0.6	33.0	2.6±1.0	91.4
	56	"	濾水	"		9.20			"	32.9	2.5±1.0	85.3
	57	大木屋浄水場	原水	14.5		9.14			"	30.9	1.5±1.0	57.0
	58	"	濾水	14.0		9.22			"	30.0	0.6±1.0	77.6
11	59	仁井田浄水場	原水	9.5	11-4	9.35	11- ⁵	1228.0±11.0	31.7±0.6	35.7	4.0±1.2	130.0
	60	"	濾水	9.0		9.40			"	37.0	5.3±1.2	109.0
	61	大木屋浄水場	原水	10.0		9.25			"	32.0	0.3±1.1	73.1
	62	"	濾水	8.0		9.30			"	30.9	-0.8±1.1	100.1
	63	秋田県庁構内	雨水		11-6				34.0±0.6	2042.0	2008.1 ±14.1	187.0

12	64	仁井田浄水場	原水	8.0	11-17 9.30	11-18	1290.5±11.5	34.0±0.6	34.4	0.4±1.1	87.3
	65	"	濾水	"	9.35			"	35.0	1.0±1.3	91.4
	66	大木屋浄水場	原水	7.2	8.58			"	34.0	0 ±1.2	92.0
	67	"	濾水	7.4	9.07			"	34.0	0 ±1.2	75.5
	68	仁井田浄水場	原水	7.0	12-1 9.14	12-2	1062.9±10.5	28.0±0.6	29.1	1.1±1.2	114.3
	69	"	濾水	7.1	9.19			"	28.1	0.1±1.2	104.7
	70	大木屋浄水場	原水	5.0	8.55			"	26.6	1.4±1.2	97.1
	71	"	濾水	5.5	9.05			"	28.4	0.4±1.2	77.9
	72	仁井田浄水場	原水	5.0	12-15 10.10	12-16	1234.6±11.2	31.4±0.6	74.9	43.5±1.3	236.0
	73	"	濾水	"	10.15			"	41.7	10.3±1.2	88.8
	74	大木屋浄水場	原水	5.2	9.05			"	31.4	0 ±1.2	95.1
	75	"	濾水	5.0	9.13			"	30.5	-0.1±1.2	99.2

Ⅶ 講習会について

毎年1回以上行われるとよい技術者講習会が、適当な機会のなかったこと、予算の遣り繰りがつかなかったなどの理由で不本意ながら行えなかった。日進月歩の医学、薬学、それに衛生検査技術の進歩、向上に伴い、当然知識と高度の技術が要求されるのであるが、同じ水位に止まっていると立ち遅れとなることは明白であり、ひいては県民の明るい生活に暗翳を投げかけることとなる。この講習では知識を得るばかりではなく、新しい技術を身につけ、自己のものとなるまで修得しなければならない。鎖国的にして退嬰的な気分があったとすれば大いに恥じなければならない。

(1)昭和33年度衛生検査技術者講習会

昭和33年10月28, 29日（於島海荘）

講習科目 公衆衛生学、衛生検査総論、生理学及び解剖学、臨床病理学、細菌学、血清学、組織学、原虫学、寄生虫学、医化学など

(2)昭和35年細菌技術者講習会

昭和35年9月8, 9日（於秋田保健所）

1. 赤痢菌、サルモネラ菌、ジフテリア菌の同定法について
2. 赤痢菌の薬剤耐性について
3. 食中毒菌検索及び同定法について（モルガネラ、ブドウ球菌）
4. 好塩菌の同定法について
5. ウイルス性疾患の検体検査について